

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則

令和6年9月26日
規則第75号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）の研究成果、技術又は人的資源を活用して起業したベンチャー企業（以下「ベンチャー企業」という。）に対して称号を授与することにより、本学とベンチャー企業との関係を明確にするとともに、本学とベンチャー企業との連携を通じて、本学の研究成果等を社会に発信することを目的とする。

（申請資格）

第2条 称号の授与を申請できるベンチャー企業は、次の各号のいずれかに該当する者を発起人又は起業時に中心的な役割を担う者とし、本学で得られた研究成果、技術又は人的資源を活用し、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業とする。

一 本学の役員又は教職員

二 過去に本学の学生（一橋大学学則（平成16年規則第2号）第5章に定める者を除く。以下同じ。）として在籍していた者であって、卒業、修了又は退学後1年を経過しないもの

三 申請時に本学の学生として在籍する者

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に認めたベンチャー企業は、称号の授与を申請できるものとする。

（授与する称号）

第3条 授与する称号は、「一橋大学発ベンチャー」とする。ただし、発起人又は起業時に中心的な役割を担う者が前条第1項第3号のみに該当する場合は、「一橋大学発学生ベンチャー」とする。

（一橋大学発ベンチャー審査委員会）

第4条 本学に、称号の授与について審査するため、一橋大学発ベンチャー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（称号授与の手続）

第5条 称号を受けようとするベンチャー企業の代表者（以下「申請者」という。）は、一橋大学発ベンチャー称号申請書（別記様式第1号）又は一橋大学発学生ベンチャー称号申請書（別記様式第2号）により学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、審査委員会に当該申請に係る審査を付託するものとする。

3 審査委員会は、学長の付託があったときは、申請内容について審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、申請について認定又は不認定の決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(称号の授与等)

第6条 称号の授与は、一橋大学発ベンチャー称号記（別記様式第3号）又は一橋大学発学生ベンチャー称号記（別記様式第4号）（以下「ベンチャー称号記」という。）の交付をもって行う。

- 2 一橋大学発ベンチャーの称号授与の期間は、授与した日から5年間とし、1回に限り更新することができる。
- 3 一橋大学発学生ベンチャーの称号授与の期間は、発起人又は起業時に中心的な役割を担う学生の在籍予定期間とし、当該在籍予定期間から在籍期間が延長となった場合は、延長期間内において称号授与の期間を更新することができる。
- 4 称号授与の期間を更新しようとする申請者は、期間終了の3か月前までに、一橋大学発ベンチャー／学生ベンチャー称号授与期間更新申請書（別記様式第5号）により学長に申請しなければならない。この場合において、当該更新申請の審査は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(使用の制限)

第7条 前条第1項により称号を授与されたベンチャー企業（以下「認定ベンチャー」という。）は、当該企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために称号を使用してはならない。

(活動内容等の報告)

第8条 認定ベンチャーは、毎年度決算日から3か月以内に、一橋大学発ベンチャー／学生ベンチャー事業報告書（別記様式第6号）並びに事業報告書及び財務諸表等の財務状況を示す書類（以下「事業報告書等」という。）により、学長に活動内容を報告しなければならない。

- 2 認定ベンチャーは、第5条第1項の申請の際に記載した事項等について変更等があった場合には、その旨を学長に報告しなければならない。
- 3 認定ベンチャーが次の各号のいずれかに該当したときは、当該企業の代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
- 一 会社法（平成17年法律第86号）に規定する解散となったとき。
 - 二 破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 三 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の決定を受けたとき。
 - 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続開始の決定を受けたとき。
 - 五 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に規定する不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に規定する行為により有罪が確定したとき。

(称号の取消)

第9条 学長は、認定ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、審査委員

会の議を経て、一橋大学発ベンチャー又は一橋大学発学生ベンチャーの称号を取り消すことができる。

一 第2条に規定する申請資格を満たさなくなったとき。

二 本学又は当該企業の社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

三 企業活動の実態がなくなったとき。

四 前条第1項に規定する事業報告書等を提出しないとき。

五 前条第3項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき。

六 学長に対し、称号の返付を申し出たとき。

七 一橋大学発学生ベンチャーについて、発起人又は起業時に中心的な役割を担う者全員が卒業等により本学学生の身分を失ったとき。

八 前各号に掲げるもののほか、称号を保持させることが適当でないと学長が認めたとき。

2 学長は、前項の規定に基づき称号を取り消した場合、一橋大学発ベンチャー／学生ベンチャー称号取消通知書（別記様式第7号）により当該企業の代表者に通知するものとする。

3 前項により取消の通知を受けた企業は、速やかにベンチャー称号記を返付しなければならない。この場合において、当該企業は、取消の通知を受けた日以後、称号を授与されていた事実を事業に使用してはならない。

（調査）

第10条 審査委員会は、必要があると認めるときは、認定ベンチャーに対して調査を要請することができるものとし、当該調査の要請を受けた認定ベンチャーはこれに応じなければならない。

（称号授与等の公表）

第11条 学長は、称号の授与又は取消を行ったときは、本学のウェブサイトへの掲載等により公表できるものとする。

（免責）

第12条 本学は、認定ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質を保証しない。

2 称号の授与又は取消により、認定ベンチャー（称号を取り消されたものを含む。）又は第三者に損害が生じた場合であっても、本学は当該損害を賠償する義務を負わない。

（認定ベンチャーへの支援）

第13条 本学は、認定ベンチャーに対し、大学の教育研究及び管理運営に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

一 一橋大学発ベンチャー又は一橋大学発学生ベンチャーのロゴマークを使用する権利を与えること。

二 本学のインキュベーション施設等を利用させること。

三 本学の施設を当該認定ベンチャーの所在地とする商業登記を認めること。なお、登記住所を変更した場合は、変更したことを示す書類を本学に提出しなければならない。

らない。

四 前号の場合において、郵便物等の収受に関し便宜を与えること。

五 本学主催の各種イベント、広報誌等で認定ベンチャーの広報を行うこと。

六 本学等が実施するベンチャー支援関係イベントについて情報提供を行い、当該イベントへの参加を促すこと。

七 その他学長が必要と認めること。

2 申請者が前項第1号から第4号までに規定する支援を希望する場合は、認定ベンチャー支援事業申出書（別記様式第8号）により学長に申し出るものとする。

（事務）

第14条 認定ベンチャーの称号に関する事務は、総務部広報・社会連携課が行う。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、認定ベンチャーの称号授与及び支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

年 月 日

一橋大学発ベンチャー称号申請書

国立大学法人一橋大学長 殿

（申請者）

企業名：

代表者氏名： 印

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則（令和6年規則第75号）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり一橋大学発ベンチャーの称号の授与について申請します。

なお、称号の授与が認定された上は、法令及び国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則その他の国立大学法人一橋大学が定める諸規則を遵守することを誓約します。

また、貴学から授与された称号の使用において、当方又は第三者に損害が生じた場合その他不測の事態が生じた場合には、当方で処理し、貴学及びその関係者に対し損害賠償請求は一切行いません。

記

1. 企業名：
2. 登記住所： 〒
3. 所在地： 〒
4. 代表者氏名：
5. 発起人又は起業時に中心的な役割を担う者（複数名いる場合は全員を併記すること）
 - (1) 氏名：
 - (2) 法人における区分：☐発起人 ☐起業時に中心的な役割を担う者
 - (3) 本学における区分：☐役職員（所属・役職）
☐卒業生等（ 年 月 学部・研究科 卒業・修了・退学）
☐その他（ ）
6. 連絡先（電話番号及びE-mail）：

7. 事業開始日等

(1) 事業開始（予定）日：

(2) 設立年月日：

8. 分野：

9. 資本金：

10. 役員数／従業員数： 名／ 名

11. 事業概要（事業化しようとする研究成果の概要を含む。）：

12. 一橋大学発ベンチャーの認定を必要とする理由：

13. 申請時に添付すべき書類（※添付漏れがないかチェック ☒ すること）：

☐ 定款（写）

☐ 履歴事項全部証明書（写）

☐ 直近会計年度の財務諸表又は計算書類 ※設立初年度の企業は財務計画書でも可

☐ 事業報告書 ※設立初年度の企業は事業計画書でも可

☐ 許可を受けた兼業許可申請書の写し（発起人又は起業時に中心的な役割を担う者が
 役職員の場合）

別記様式第2号（第5条第1項関係）

年 月 日

一橋大学発学生ベンチャー称号申請書

国立大学法人一橋大学長 殿

（申請者）

企業名：

代表者氏名： 印

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則（令和6年規則第75号）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり、一橋大学発学生ベンチャーの称号の授与について申請します。

なお、称号の授与が認定された上は、法令及び国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則その他の国立大学法人一橋大学が定める諸規則を遵守することを誓約します。

また、貴学から授与された称号の使用において、当方又は第三者に損害が生じた場合その他不測の事態が生じた場合には、当方で処理し、貴学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

1. 企業名：
2. 登記住所： 〒
3. 所在地： 〒
4. 代表者氏名：
5. 発起人又は起業時に中心的な役割を担う者（複数名いる場合は全員を併記すること）
 - (1) 学部・研究科名：
 - (2) 学籍番号：
 - (3) 氏名：
 - (4) 区分： ☐発起人 ☐起業時に中心的な役割を担う者
 - (5) 在籍予定期間： 年 月～ 年 月卒業・修了（ 年間）
6. 連絡先（電話番号及びE-mail）：

7. 事業開始日等

(1) 事業開始（予定）日：

(2) 設立年月日：

8. 分野：

9. 資本金：

10. 役員数／従業員数： 名／ 名

11. 事業概要（事業化しようとする研究成果の概要を含む。）：

12. 一橋大学発学生ベンチャーの認定を必要とする理由：

13. 申請時に添付すべき書類（※添付漏れがないかチェック ☒すること）：

☐定款（写）

☐履歴事項全部証明書（写）

☐直近会計年度の財務諸表又は計算書類 ※設立初年度の企業は財務計画書でも可

☐事業報告書 ※設立初年度の企業は事業計画書でも可

別記様式第3号（第6条第1項関係）

一橋大学発ベンチャー称号記

企業名：

代表者氏名：

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則（令和6年規則第75号）第6条第1項の規定に基づき、一橋大学発ベンチャーの称号を授与します。

【称号授与期間： 年 月 日 ～ 年 月 日】

年 月 日

国立大学法人一橋大学長

印

※貴社の製品、サービス等の内容及び品質を国立大学法人一橋大学が保証するものではありません。貴社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、貴社が本称号を使用することはできません。
※その他称号の使用にあたっては、国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則を遵守してください。

別記様式第4号（第6条第1項関係）

一橋大学発学生ベンチャー称号記

企業名：

代表者氏名：

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則（令和6年規則第75号）第6条第1項の規定に基づき、一橋大学発学生ベンチャーの称号を授与します。

【称号授与期間： 年 月 日 ～ 年 月 日】

年 月 日

国立大学法人一橋大学長

印

※貴社の製品、サービス等の内容及び品質を国立大学法人一橋大学が保証するものではありません。貴社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、貴社が本称号を使用することはできません。
※その他称号の使用にあたっては、国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則を遵守してください。

年 月 日

一橋大学発ベンチャー／学生ベンチャー称号授与期間更新申請書

国立大学法人一橋大学長 殿

（申請者）

企業名：

代表者氏名： 印

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則（令和6年規則第75号）第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり、一橋大学発ベンチャー／一橋大学発学生ベンチャーの称号授与の期間の更新について申請します。

なお、更新後の称号授与の期間においては、引き続き、法令及び国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則その他の国立大学法人一橋大学が定める諸規則を遵守することを誓約します。

また、貴学から授与された称号の使用において、当方又は第三者に損害が生じた場合その他不測の事態が生じた場合には、当方で処理し、貴学及びその関係者に対し損害賠償請求は一切行いません。

記

1. 当初の称号授与期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 更新を希望する期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 更新区分： ☐大学発ベンチャーの称号授与の期間の更新
☐大学発学生ベンチャーの称号授与の期間の更新
4. 更新理由：
5. 発起人又は起業時に中心的な役割を担う者（複数名いる場合は全員を併記すること）
(1) 氏名：

(2) 法人における区分： ☐ 発起人 ☐ 起業時に中心的な役割を担う者
(大学発学生ベンチャーのみ記入)

(3) 学部・研究科名：

(4) 学籍番号：

(5) 卒業・修了予定年月日： 年 月 日

※一橋大学発学生ベンチャーの称号授与の期間は、発起人又は起業時に中心的な
役割を担う本学学生の在籍期間を限度とする。

別記様式第6号（第8条第1項関係）

年 月 日

一橋大学発ベンチャー／学生ベンチャー事業報告書

国立大学法人一橋大学長 殿

(申請者)

企業名：

代表者氏名： 印

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則（令和 6 年規則第 75 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、事業報告をします。

記

提出書類：

- (1) 事業報告書
(2) 財務状況を示す書類
(3) その他 ()

別記様式第7号（第9条第2項関係）

年 月 日

殿

一橋大学発ベンチャー／学生ベンチャー称号取消通知書

国立大学法人一橋大学長

印

年 月 日付で授与しました一橋大学発ベンチャー／一橋大学発学生ベンチャーの称号について、下記の理由により、取り消すことになりましたので通知します。

記

取消理由：

以上

年 月 日

認定ベンチャー支援事業申出書

国立大学法人一橋大学長 殿

（申請者）

企業名：

代表者氏名： 印

国立大学法人一橋大学発ベンチャー称号授与規則（令和 6 年規則第 75 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり支援を申し出ます。

記

☐	（1）一橋大学発ベンチャー又は一橋大学発学生ベンチャーのロゴマークを使用すること 【用途】 ☐ ウェブサイト ☐ パンフレット ☐ 名刺 ☐ 封筒 ☐ その他（ ） ※ 申請した用途のみに使用し、使用後に提供されたロゴデータは廃棄すること。
☐	（2）本学のインキュベーション施設等を利用すること
☐	（3）本学の施設を当該認定ベンチャーの所在地とする商業登記を行うこと
☐	（4）郵便物等の収受に関し便宜を受けること

※ 該当するものにチェック ☒ をしてください。